

旅 費 規 程

- 第1条 会務のため出張し又は会議に出席する者はこの規程により旅費を支給する。
- 第2条 ① 旅費は、交通費及び日当、宿泊料とする。
② オンラインにおいて、会議に参加する場合には、日当のみ支給する。
- 第3条 旅費は、目的地との間の一般的な順路に応じてこれを算定し、その額を支給する。
- 第4条 日当は目的地及び拘束時間により、別表のとおり支給する。ただし、拘束時間は、目的地が県内の場合には、会議の開始から終了までの時間、目的地が県外の場合には出発から帰着までの時間、オンラインの場合には、開始から終了までの時間とする。
② 前項に関わらず、別規程において出張等の日当が定められている場合には、その規程の定めによるものとする。
③ 県外への宿泊を伴う出張において、移動のみを行う日については、日当は支給しないものとする。
④ 宿泊料は宿泊数に応じて、別表のとおり支給する。
- 第5条 ① 交通費は、目的地までの主な移動手段として公共交通機関を利用する場合には、最寄りの乗り場から目的地までの実費を支給する。主な移動手段として自家用車両を利用する場合には、一般的なガソリン代及び高速道路利用料の実費並びに駐車場代の実費を支給する。
② 自家用車輛を利用した場合のガソリン代については、出発地から目的地までの一般的な順路を元に算出するものとするが、目的地が県内の場合には、最低の支給額を1回1,000円とする。目的地が県外の場合には、ガソリン代及び高速道路利用料の実費並びに駐車場代の実費の合計額に上限を設けることとし、公共交通機関を利用した場合の一般的な交通費の金額を上限とする。
③ ガソリン代を算出する時に距離に掛け合わせる単価は、37円/kmとし、ガソリン単価及び自家用車両の燃費性能を勘案して適時変更するものとする。
④ 前各項に関わらず、別規程において交通費の支給が定められている場合には、その規程の定めによるものとする。
- 第6条 旅行の途中において天災、傷病その他やむを得ない事由により迂回又は滞在したときは、医師の診断書又はその事実証明がある場合に限り、必要な旅費を支給する。
- 第7条 ① 県外に出張の場合は、電車（グリーン車は除く）、バス、飛行機（エコノミークラスのみ）、船舶、自家用車を利用することが出来る。
② 県外に公共交通機関を利用して出張する場合で、最寄りの駅等から目的地までの交通の便が悪い場合には、会長の判断によりタクシーを利用することが出来る。
- 第8条 旅費は、出張前に概算払いすることが出来る。但し帰着後速やかに精算しなければならない。
- 第9条 県外各種研修会に参加する会員に対し旅費の助成を行うことができる。
- 第10条 旅費は、別表により計算し支給する。但し予算の場合により必要がある場合は会長の判断に

より打切り旅費とすることが出来る。

なお、連合会その他関係機関から当該出張に対する費用の支弁があった場合は、それに相当する旅費は支給しない。

第11条 ① 旅費の支給は、事務局長が会長の承認のもとに行う。

② 旅費の支給に疑義ある時は、会長が関係者の意見を聞き裁定する。

第12条 会務又は本会において設置した委員会等による会議に出席し、本規程前条までによらない場合には、旅費として1回1,000円を支給する。

(別表)

目的地	交通費	日 当		宿泊料
		拘束時間	金額	
県内	実費 但し、下限 は1,000円	2時間未満	支給なし	実費 但し、 上限は18,000円
		2時間以上 4時間未満	1,000円	
		4時間以上	2,000円	
県外 (1日毎)	実費 但し、下限 は1,000円	5時間未満	5,000円	
		5時間以上	10,000円	
オンライン	支給なし	2時間未満	支給なし	
		2時間以上 4時間未満	1,000円	
		4時間以上	2,000円	

附則1 この規程は、平成4年4月1日より実施する。

附則2 本則により旅費を請求するときは様式1号及び2号により行うこととする。

附則3 改正は、平成8年1月1日から実施する。

附則4 改正は、平成19年1月15日から実施する。

附則5 改正は、令和5年10月1日から実施する。